

○大阪電気通信大学公的資金による研究費の取扱いに関する規則

平成26年12月2日

制定

最近改正 平成27年2月24日

(目的)

第1条 この規則は、大阪電気通信大学(以下「本学」という。)における公的資金による研究費(以下「公的研究費」という。)の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定め、研究機関としての本学の説明責任を果たし、本学に所属する研究者の研究活動を支援することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、本学において公的研究費の運営・管理に携わる以下のすべての者に適用する。

本学専任教員、学術研究員、客員研究員、公的研究費により雇用される非常勤雇用者、本学専任職員、派遣職員、業務委託職員

2 公的研究費の運営及び管理については、他の関係法令又はこれに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規則によるものとする。

(定義)

第3条 この規則において「公的研究費」とは、各省庁、独立行政法人及び地方公共団体等から、本学においてその公的資金の管理を要請されている研究費とする。

(資金執行上の責任)

第4条 本学における公的研究費の執行上の責任者は、当該公的研究費の交付を受けた研究者及び当該研究者から枠を限定して配分を受けた者とする。

2 不適切な執行により、公的研究費の一部又は全部が不交付となった場合、執行上の責任者はその責を負わなければならない。

3 上記の不適切な執行に係る処分は、法人内部監査室による調査に基づき理事長が行う。

(資金執行上の適用規則)

第5条 公的研究費の執行においては、当該研究費の取扱規定に定めるところとする。ただし、定めのないものについては、本学の定めるところとする。

(コンプライアンス教育)

第6条 公的研究費の執行上の責任者及び運営・管理に携わる者は、公的研究費による研究に着手するにあたり、コンプライアンス推進責任者の実施するコンプライアンス教育を受

講し、不正行為を行わない旨の誓約書を提出しなければならない。

(公的研究費より雇用される非常勤雇用者の雇用)

第7条 公的研究費より雇用される非常勤雇用者の雇用に当たっては、本学の契約者である大学事務局長が面接を行い、契約勤務条件の説明、出勤簿・勤務内容の説明を行う。

(公的研究費より雇用される非常勤雇用者の勤務管理)

第8条 公的研究費より雇用される非常勤雇用者は、勤務管理を管轄する事務部門に就業状況について定期的に報告しなければならない。

(換金性の高い物品の管理)

第9条 換金性が高いと大学事務局長が判断した物品については、競争的資金等で購入したことを明示するほか、物品の所在が分かるよう記録することなどにより、適切に管理しなければならない。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、教授会での意見を参酌し、運営会議の審議を経て学長が理事長に上程し、常任理事会での審議を経て理事長が決裁する。

附 則

この規則は、平成26年12月2日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。